

2012年5月22日

報道各位

訴訟終結の御報告

書籍スキャン事業者に対する訴訟
原告 弁 護 団 一 同

浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史及び武論尊の7名は、書籍スキャン事業を営むスキャン×BANK株式会社（東京都世田谷区所在 訴え提起時には東京都新宿区所在）及び有限会社愛宕（神奈川県川崎市所在）に対して、作家の許諾なきスキャン事業が著作権侵害にあたることを理由として、著作権侵害行為の差止めを求める訴えを2011年12月20日に起こしておりました。

スキャン×BANK株式会社に対する訴訟につきましては、同社は、裁判所において「2012年1月末日をもってスキャン事業を廃止し、インターネット上のサイトで事業廃止を発表の上、スキャンにかかわる機器を廃棄事業者に依頼して既に廃棄した」と述べてその証拠を提出し、さらに、「会社自体も解散する」と述べました。今般、同社が2012年5月15日をもって解散し、同社の本店所在地を管轄する東京法務局世田谷出張所において、同社の解散登記が行われたことを確認しました。

この訴訟は、著作権者の許諾を得ずに大量スキャン事業は行えないことを明らかにするために提起したのですが、同社自身が自らの意思によってスキャン事業を完全に廃止し、解散により再開のおそれもなくなったことから、当初の目的を達成しました。そこで、この訴訟自体は取下げにより終了する予定です。

また、有限会社愛宕に対する訴訟につきましては、既にご報告申し上げておりますとおり、本年4月27日に、同社が原告らの請求を全面的に認め、原告らの請求を認諾したことにより既に終了し、これにより、作家側の実質勝訴が確定しております。

以上により、2011年12月20日に提起した2件の訴訟は、いずれも作家側の実質勝訴により終了しましたので、ここにご報告いたします。

違法なスキャン事業に対しては、今後とも状況を注視し、関係者において必要な行動を取っていく所存でございます。

本件についての原告一同のコメントは、次頁のとおりです。

原告7名の見解

「今回の実質的勝訴は、当然の結果だと受け止めています。スキャン事業者の皆さんには、著者の許諾なく大量スキャン事業はおこなえないという訴訟の結果をご理解いただき、善処をお願いします」